

9. 老人医療費助成制度の取り扱いについて

老人医療費助成制度の取り扱いについては、次のとおりお願いします。

- ・ 老人医療費助成制度は、次表のとおり神奈川県内の市町が独自に、医療保険各法の加入者(後期高齢者医療の被保険者を除く。)を対象に、原則として神奈川県内の保険医療機関で、一部負担金を現物給付として助成を行うものです。
- ・ 保険医療機関において、対象者が受診する際は、被保険者証と老人医療証(老)を窓口に掲示することになっております。(提示のない場合は療養費扱い。)
- ・ 保険医療機関が請求する際は、(老)医療証に記されている公費負担者番号及び受給者番号を、診療報酬明細書の左上部の公費負担者番号①及び公費負担医療の受給者番号①に転記します。

・平成27年9月終了の実施市

実施市町村名	電話番号	公費負担者番号				対象年齢	備考
		法別番号	県番号	実施機関番号	検証番号		
座間市	046-252-7003	41	14	017	9	65~69	平成22年9月30日制度廃止。 現在助成を受けている方のみ有効。

・平成25年3月終了の実施市

実施市町村名	電話番号	公費負担者番号				対象年齢	備考
		法別番号	県番号	実施機関番号	検証番号		
藤沢市	0466-25-1111	41	14	006	2	67~69	平成22年3月31日制度廃止。 現在助成を受けている方のみ有効。

・平成23年3月終了の実施市

実施市町村名	電話番号	公費負担者番号				対象年齢	備考
		法別番号	県番号	実施機関番号	検証番号		
川崎市	044-200-2634	41	14	501	2	67~69	平成20年3月31日制度廃止。 現在助成を受けている方のみ有効。(自己負担割合は2割又は3割)
厚木市	046-225-2120	41	14	013	8	68~69	平成21年4月1日制度廃止。 現在助成を受けている方のみ有効。

※ 前期高齢者医療(70才以上)については(老)の該当はありません。